

淀川上流・由良川地域森林計画

所管課：森の保全推進課

根拠となる法律：森林法

【淀川上流】平成30～令和9年度
【由良川】平成28～令和7年度

趣旨

- 都道府県知事が全国森林計画に即して、流域ごとに設定された森林計画区別に、民有林につき5年ごとに、10年を1期としてたてる計画
- 地域の森林資源をもとに、伐採及び造林等の計画を定める資源計画
- 市町村森林整備計画における森林施業等の標準的な方法の指針となる計画

基本方針と目標

- 計画の対象とする森林の区域
【淀川上流】154,403ha 【由良川】179,609ha 【計】334,012ha
- 森林の整備に関する事項
 - ◆ 立木の伐採（主伐）の標準的な方法や標準伐期齢に関する指針
 - ◆ 人工造林や天然更新に関する指針
 - ◆ 間伐及び保育に関する標準的な方法に関する指針
 - ◆ 公益的機能別施業森林等の区域（ゾーニング）基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針
 - ◆ 林道等の路網整備の基本的な考え方に関する事項
- 森林の保全に関する事項
 - ◆ 森林の土地の保全や保護（病虫害、鳥獣及び林野火災等）に関する事項

主な計画量

【淀川上流】				【由良川】			
単位: 1,000m ³				単位: ha			
区分	前期	後期	計	区分	前期	後期	計
主伐材積	287	468	755	間伐面積	8,750	10,950	19,700
間伐材積	503	427	930				
計	790	895	1,685				

前期…平成30～34年度(5年間)
 後期…平成35～39年度(5年間)

【由良川】				【淀川上流】			
単位: 1,000m ³				単位: ha			
区分	前期	後期	計	区分	前期	後期	計
主伐材積	267	400	667	間伐面積	9,400	9,400	18,800
間伐材積	532	531	1063				
計	799	931	1730				

前期…平成28～32年度(5年間)
 後期…平成33～37年度(5年間)

目標達成のための取組

- 「京都府森林利用保全指針」に基づく森林の整備・保全
- 「成長型林業構想」に基づく川上から川下のネットワーク化による府内産木材利用の拡大
- 「京都モデルフォレスト運動」による企業や大学など多様な主体の参画による森づくり活動の推進